

令和7年度 公文書開示（5月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
1	R7. 4. 22	R7. 5. 2	請求人が令和元年5月24日付で極悪違法懲戒処分を科された「理由」の一つであるエレベータトラブルにおいて、中低層階間の移動で高層階用エレベータを使用するという規律違反行為を行う職員を注意した請求人の庁内秩序維持の言動を、請求人が暴言非違行為を行ったかのように歪曲して総務局コンプライアンス推進部に捏造報告するという虚偽告訴行為を行った会計管理局管理職等の極悪職権濫用行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）					1												本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。 また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。	会計管理局管理部総務課

4	R7. 5. 15	R7. 5. 28	<p>請求人が令和元年5月24日付で違法懲戒処分を科された「理由」の一つであるファンド情報漏洩トラブルにおいて、請求人への不当に低い勤務評定の付与を予告した自身のパワハラ行為を棚に上げて、証拠資料付きで自身の正確なファンド業務遂行を証明した反論メールの送信による請求人の抗議を情報漏洩非違行為だと歪曲して総務局コンプライアンス推進部に捏造報告を行った会計管理局管理職の極悪職権濫用行為の「正当性」の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）</p>	1	<p>本件請求の内容は、特定の個人に対する対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、東京都情報公開条例第7条第2号の不開示情報に該当する。</p> <p>また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人に対する対応状況等の様態といった、同条例第7条第2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、同条例第10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。</p>	<p>会計管理局管理 部総務課</p>
---	-----------	-----------	--	---	---	-------------------------

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
- ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。